

規制の事前評価書

政策の名称	均衡待遇を確保するために考慮した事項の説明	担当部局名	職業安定局派遣・有期雇用 対策部需給調整事業課	作成責任者名	需給調整事業課長 富田 望	評価実施時期	平成26年3月
法令案等の名称・関連条項	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第31条の2						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状、規制の必要性】 派遣元事業主には派遣労働者の均衡を考慮した待遇を確保する配慮義務が課せられていますが、派遣元事業主が実際にどのような配慮を行ったのかを派遣労働者が知る手段が担保されていません。</p> <p>【規制の内容】 派遣元事業主は、派遣労働者から求めがあったときは、均衡を考慮した待遇を確保するための措置を決定するに当たって考慮した事項について、派遣労働者に対して説明しなければならないこととします。</p> <p>上記の内容を法律上義務付けることとし、当該措置を講じない者に対しては、指導・助言、改善命令、業務停止、許可取消の措置を講ずることとします。</p>						
想定される代替案	派遣元事業主は上記のような措置を講じることが望ましい旨を通達等で示し、行政による指導を行うことが考えられます。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	派遣元事業主には、派遣労働者へ説明を行うための費用が発生します。	派遣元事業主には、派遣労働者へ説明を行うための費用が発生します。					
2 行政費用	派遣元事業主の講ずべき措置について、派遣元事業主に周知するための費用が発生します。また、当該措置を講じない者に対して指導・助言等を行うための費用が発生することになります。	派遣元事業主の講ずべき措置について、派遣元事業主に周知するための費用が発生します。また、当該措置を講じない者に対して指導・助言を行うための費用が発生することになります。					
3 その他の社会的費用	その他社会的費用は特に発生しないものと考えます。	その他社会的費用は特に発生しないものと考えます。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	派遣元事業主が実際にどのような行為をして均衡待遇の配慮義務を果たしたのかを派遣労働者が知ることで、納得性の向上が図られます。	代替案においても、派遣労働者の納得性の向上に関し一定の効果は期待されますが、法的な義務ではないことから、事業主が十分に実施しないおそれがあります。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案は法律上に義務を位置づけ、行政指導や行政処分の対象とすることにより、派遣労働者の保護により資することとなり、これは遵守費用を大きく上回る便益があると考えられます。代替案は法的な義務でないことから、事業主が十分に実施しないおそれがあることから、改正案の方が適切であると考えます。						
有識者の見解その他関連事項	本改正案は、「労働者派遣制度の改正について」(平成26年1月29日労働政策審議会建議)を踏まえたものです。						
レビューを行う時期又は条件	政府は、本改正案の施行後三年を目途として、改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。						